

平成30年7月6日

小野市議会議長 前田 光教 様

派遣議員 山本 悟朗 ⑩

### 議員派遣報告書

先般、実施しました議員派遣について、下記のとおり報告いたします。

#### 記

1 派遣日

平成30年7月4日（水）～平成30年7月5日（木）

2 派遣議員

山本 悟朗

3 派遣先及び内容

法務能力向上のための特別実務セミナー

主 催 一般財団法人地方自治研究機構

開催地 京都府庁内

#### 4 内 容

【第1日】

##### ≪項 目≫

以下の講義を受講

自治体における政策法務のプロセス

前足立区総務部法務課長

嶋 靖記 氏

政策法務のポイント

神奈川大学法学部教授

幸田 雅治 氏

争訟法務のポイント

国分寺市政策部政策法務担当課長

柳井 幸 氏

##### ≪内 容≫

【自治体における政策法務のプロセス】

政策形成過程のモデル

課題設定

- ⇩ 同じような事象の解決であっても課題の捉え方は町によって異なる。

立案

- ⇩ パブリックコメントをアリバイ作りにならないためには、住民が意見を言える資料が必要

決定

- ⇩

執行

- ⇩ 予算措置、マニュアルの整備 マニュアルはPDCAサイクルに乗せて成長

評価

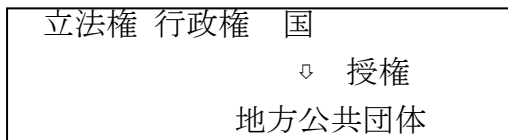
今時評価が行われない政策はない

実践に向けて最も重要なのは 立法事実、問題の背景の正確な把握

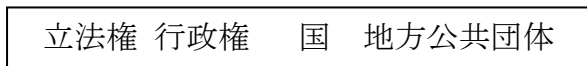
立法事実とは、条例を必要とする社会的事実

【政策法務のポイント】

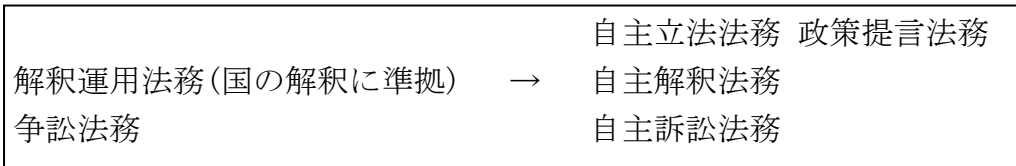
地方分権改革の進展により



の位置づけは下のように変化した。



この結果、自治体法務は次のように変化



法令と条例の関係も変化

法令と条例の目的が異なり、法令の目的や効果を阻害しない場合には条例の規制は許される。

法令と条例の目的が同一の場合の、横出し、上乘せ、裾切りも専門家は条例の制定拡大を推奨。

規制条例の立案のポイント

目的規定            法令と同一の目的   or   独自の目的

規制の仕組み      比例原則   平等原則      手続き保障

義務履行確保の手段   助言、勧告、命令   刑事罰(懲役、罰金)、秩序罰(過料)   立ち入り検査

## 【争訟法務のポイント】

自治体の争訟に関する法制度

### ① 行政不服申し立て 行政不服審査法

国民が行政庁による違法又は不当な公権力の行使について行政機関に対して不服を申し立てる手続き

### ② 住民監査請求 地方自治法 242条

地方公共団体の住民が監査委員に対して、当該団体の執行機関または職員の違法または不当な財務会計上の行為または怠る事実につき、予防し又は是正を求める手続き。

### ③ 行政事件訴訟 行政事件訴訟法

☆抗告訴訟 行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟

☆当事者訴訟 当事者間で公法上の法律関係を争うもの

☆民衆訴訟 住民訴訟(自治法 第242条の2の4)が典型

☆機関訴訟 行政同士の争い

### ④ 国家賠償訴訟 国家賠償法

争訟法務における自治体の姿勢

勝ち負けではなく 公益の実現

過去の行政の行為が間違っていたのなら、争訟は改善の好機

勝ち方、負け方 経済的なことにとどまらず、様々な要素を検討し何が真に公益に合致するか

## 【第2日】

### ≪項目≫

解釈運用法務のポイント

住民参加(行政手続、パブコメ、情報公開-個人情報保護-)

立法法務のポイント

横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授 板垣 勝彦 氏

### ≪内容≫

#### 【解釈運用法務のポイント】

法解釈の一般ルールの講義

法律の条文の構造 要件規定と効果規定

効果裁量

裁量「することができる」 羈束(きそく) 「しなければならない」

## 裁量の逸脱・濫用

裁量の範囲を逸脱すると違法 比例原則・平等原則  
不正な動機に基づく裁量権の乱用は裁量が違法とされる

## 要件裁量

裁量にあたっては基準が必要となる。

審査基準 要件裁量に用いる

処分基準 効果裁量に用いる

裁量にあたっては基準そのものの合理性とその基準に対する事実の当てはめの合理性（個別事情考慮義務が問われる）

## 【住民参加 行政手続】

### 行政手続法・情報手続条例

行政庁が処分を行う際、手続きに瑕疵があると処分そのものが違法となる。

### 申請に対する処分

審査基準を定め公表しなければいけない（行政手続法5条）

申請者・市民の予測可能性の保障 行政の透明性の確保

行政庁が拒否処分をする場合には、同時に当該処分の理由を明示しなければならない。

事実関係 適用法令 審査基準の適用表示の三段論法による明示が必要

### 不利益処分

審査基準を定め公表するよう努めなければならない（行政手続法12条）努力義務

処分が重い場合 聴聞が必要

軽い処分の場合 弁明の機会の付与が必要

申請と同様、不利益処分の場合にも当該処分の理由を明示しなければならない。

## 【住民参加パブコメ】

重要な条例制定、施策決定にあつては広く意見を聞くことを目的とした制度  
賛否の多寡は考慮する必要がない。

提出意見に対しては、それを考慮した結果、理由の公示が必要。

## 【住民参加情報公開-個人情報保護-】

### 行政機関情報公開法

プロセスの明確化により恣意的な意思決定が行われるのを間接的に防ぐため。

開示対象 個人のメモレベルを除く「決裁・供覧」以外の文書を含む

不開示情報 審議検討情報

公開すると有意義な意見交換や自由な意思決定が不可能になったり、社会を混乱させたりして、『意思形成を公正かつ適切に行うことに著しい支障が生じる』情報

事務事業情報 新規事業（入札などに関連）

## 個人情報保護

個人情報保護の基本は、自己に関する情報のコントロール

自己を本人とする保有個人情報の開示（12条）、訂正（27条）、

利用停止（36条）

### 【立法法務のポイント】

法律先占論からの脱却について ほぼ第1日目2限の講義と同様

### 〈所 感〉

全国市議会旬報に案内が記載されていた研修であり、興味があったので参加したが、研修参加者の大半は自治体職員であり（参加者約40名のうち、議員は3人）、地方分権改革による法律先占論からの脱却についての講義の他は、基本的な条文解釈の手法と実務的な対応指導が中心となる研修であった。

実務的な研修では、「審査・処分にあって、いかにすれば問題なく処理ができるか」に焦点がおかれており、問題なく処理する背景にある、「市民の権利の擁護、公共の福祉の向上」という点に深く踏み込まずに講義が進められていったことは、全体の奉仕者である公務員の研修としては残念なものであった。